

平成19年監査基本計画

1 監査委員の役割

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、住民の負託を受けて公正不偏の立場から監査を行い、公正で効率的な行財政運営を確保することを責務としている。

今日の都政は、都市再生、少子高齢化対策、防災・安全対策など、広範な課題に直面しており、重点的、効率的な都政運営が求められている。平成18年度決算では、全国の地方公共団体に先駆けて複式簿記・発生主義会計に基づく財務諸表が作成され、事業活動に伴うコストやストックに関する情報が明確になる。

監査委員としては、新公会計制度の適切な運用に留意しつつ、都政運営がより効率的に行われるようこれらの情報も活用し、行財政運営をチェックする機能の中核として、より公正かつ効果的な監査を行っていく。

2 基本方針

平成19年の監査は、次の基本方針に基づき実施する。

- (1) 都の事務や事業について、合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点からも検証する。
- (2) 監査の実施に当たっては、対象部署におけるチェック体制など内部統制の整備・運用に留意する。
- (3) 新公会計制度に対応した監査を的確に実施していく。
- (4) 監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正・改善を求めていく。
- (5) 監査結果の情報を都民にわかりやすく発信する。また、都民からの住民監査請求に的確に対応する。

3 各監査の方針

平成19年に実施する各監査については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容は、別途、各実施計画において定める。

また、監査の実施に当たっては、これまでの各監査で蓄積された情報を活用し、効果的に監査を行う。

(1) 定例監査

平成18年度の都における事務及び事業の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、事務や事業が法令等に従って適正に行われているかという観点のもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施する。

なお、監査を効果的に実施するために、重点的に監査を行う事項をあらかじめ設定する。

(2) 行政監査

都の特定の事務や事業の執行を対象として実施する。

監査の実施に当たっては、その事務や事業が経済的、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼とする。

ア 個別事業

各局の個別事業の中から、重点的に掘り下げて検証する必要がある事業又は事項について、監査を実施する。

なお、監査に当たっては、東京都会計基準に基づき各局において作成した事業別財務諸表を有効に活用する。

イ 共通事務

各局共通の事務の中から、全庁的、横断的に検証する必要がある事務について監査を実施する。

(3) 工事監査

平成18年度に都が実施した工事を対象として実施する。

監査の実施に当たっては、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかという観点を中心とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意する。

なお、監査を効果的に実施するために、重点的に監査を行う事項をあらかじめ設定する。

(4) 財政援助団体等監査

都が補助金交付等の財政援助を行っている団体等の、原則として平成17年度及び

平成18年度の事業執行を対象として実施する。併せて、所管局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても監査を実施する。

ア 補助金等交付団体

都が補助金等を交付している団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。

イ 出資団体

都が出資や出えんを行っている団体について、その事業が出資や出えんの目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点からも監査を実施する。

ウ 指定管理者

指定管理者に対して、公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかという観点から監査を実施する。

(5) 決算審査

平成18年度決算を対象として実施する。

ア 各会計歳入歳出決算審査

出納長が調製する各会計の決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

イ 公営企業各会計決算審査

決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査する。

(6) 基金運用状況審査

平成18年度の東京都区市町村振興基金及び東京都用品調達基金の運用状況を対象として、基金運用状況調書等の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

(7) 例月出納検査

各会計の毎月の現金の出納を対象として、毎月の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、検査当日の保管現金の確認を行う。

4 各監査の実施期間及び報告・公表時期

各監査の実施期間及び報告・公表時期は、次の表のとおりである。

(表) 各監査の実施期間及び報告・公表時期

監査区分	実施期間	報告・公表時期
定例監査	1月中旬～9月上旬	平成19年9月
行政監査	9月上旬～12月下旬	平成20年2月
工事監査	1月中旬～12月上旬	平成20年2月
財政援助団体等監査	8月下旬～12月下旬	平成20年2月
各会計歳入歳出決算審査 (基金運用状況審査を含む。)	7月下旬～9月上旬	平成19年9月
公営企業各会計決算審査	6月上旬～8月下旬	平成19年9月
例月出納検査	毎月25日から月末の間	平成19年6月、9月、12月 及び平成20年2月

(注) 1 報告は、都議会、知事及び関係する行政委員会を行う。

2 決算審査結果は、知事に提出し、知事が決算とともに、都議会に提出する。

【参考図：監査実施期間】

